

第四十四号議案

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「次条から第十三条までに定める」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 次号に掲げる建築物以外の特別特定建築物 次条から第十三条までに定めるもの
 - 二 条例対象小規模特別特定建築物 令第十条第一項の基準によるもの及び次条から第十三条までに定めるもの
- 第十二条の次に次の一条を加える。

（公立小学校等に関する読替え）

第十二条の二 公立小学校等についての第六条から第九条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。

第十三条中「前条まで」を「第九条まで及び第十二条」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、同年十月一

日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百二号）の施行等に
に伴い、公立小学校等に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。